

JS-INSPIRE サービス契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

下水道事業支援センター・川田テクノシステム共同提供体（以下、「当共同提供体」といいます。）は、日本下水道事業団との間で締結した「JS 版工事情報共有システム（JS-INSPIRE）利用に関する契約書」に基づき、JS-INSPIRE サービス契約約款（以下、「本約款」といいます。）をここに定め、これにより JS-INSPIRE サービス（以下、「本サービス」といいます。）を、日本下水道事業団発注の工事受注者に提供します。

第2条（約款の変更）

当共同提供体は、本約款を変更することがあります。本約款が変更された後の本サービスに係る提供条件は、変更後の本約款によります。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	定 義
JS-INSPIRE サービス	電気通信設備及び JS-INSPIRE サービス用通信回線を使用して日本下水道事業団が公開する「JS 版工事情報共有システム（JS-INSPIRE）活用マニュアル」に基づいた当共同提供体が提供するサービス
JS-INSPIRE サービス用通信回線 （以下、「本サービス用通信回線」）	当共同提供体が本サービスの提供にあたり、電気通信事業者より提供を受けている電気通信回線
JS-INSPIRE サービス用設備 （以下、「本サービス用設備」）	当共同提供体が本サービスの提供にあたり設置した通信設備、コンピュータ、その他の機器及びソフトウェア
契約者	当共同提供体と利用契約を締結している法人（当該法人に所属している本サービスの直接的使用者も含む）
認定利用者	契約者が本サービスの自身の契約チームの一員として自己の責により本サービスの直接的利用者と定め、且つそれに同意した者
サービス利用者	契約者及び認定利用者
契約者設備	本サービスの提供を受けるためサービス利用者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
アクセス回線	契約者が、本サービス用設備に接続するため、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者から提供を受ける電気通信回線

第4条（通知）

当共同提供体からサービス利用者への通知は、本約款のほか特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当共同提供体のホームページに掲載するなど、当共同提供体が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当共同提供体からサービス利用者への通知を電子メールの送信又は当共同提供体のホームページへの掲載等の方法により行う場合、サービス利用者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載等がなされた時点から効力を生じるものとします。

第5条（権利の譲渡制限）

契約者が本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第2章 サービスの内容等

第6条（サービスの種類及び内容）

本サービスの種類及びその内容は、以下の通りとします。

種 類	内 容
工事情報共有サービス	本サービス用設備上に契約者が特定あるいは不特定の情報を予め限定した数の複数人で共有できるページを開設、利用できるサービス
電子納品ファイルの確認サービス	ASPサービスを通してサービス利用者が提出した電子納品ファイルの確認を行うサービス
サポートサービス	サービス利用者向けの共有ページの開設・各種設定、サービス利用者が本サービスを利用する上での操作方法等の問い合わせへの対応サービス

第7条（サービスの提供区域）

当共同提供体が本約款で提供するサービスの提供区域は、日本国内のインターネット利用可能な全ての地域とします。

第3章 契約の締結等

第8条（利用契約の締結）

本サービスの利用希望者は、本約款の内容を承諾の上、第10条（利用の申込）、第11条（申込の承諾等）及び第12条（申込の拒絶）の規定に基づき、当共同提供体代表者である一般財団法人下水道事業支援センターと利用契約を締結します。

第9条（利用期間等）

本サービスの利用期間は、利用契約に定め当共同提供体が契約者に通知した利用契約日から運用終了日までとします。

第10条（利用の申込）

本サービスの利用希望者は、本約款の内容を承諾の上、当共同提供体所定の利用申込手続により当共同提供体へ申込をおこなうものとします。当共同提供体は、かかる申込を受けたときは当該利用希望者が本約款の内容を承諾しているものとみなします。

第11条（申込の承諾等）

当共同提供体は、前条の申込を受けた場合、当該申込内容について確認を行います。

2. 当共同提供体は、前項の内容確認の終了後、第12条（申込の拒絶）に該当する事由により申込を拒絶する場合を除き、申込者に対して当共同提供体からメール送信にて承諾の通知をすることにより、利用契約の締結手続を完了します。
3. 前項の通知を受けた契約者は、本サービスを利用することができます。この場合、契約者は、本約款を遵守しなければならないものとします。
4. 申込に係る本サービスの提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、当共同提供体が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

第12条（申込の拒絶）

当共同提供体は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込に係るサービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が著しく困難なとき
- (2) 本サービスの申込者が当該申込に係るサービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあるとき
- (3) 本サービスの申込者が第28条（サービスの停止）第1項各号に該当するとき
- (4) 本サービスの申込者が第30条（当共同提供体からの利用契約の解約）第1項各号に該当するとき
- (5) 申込に係るサービスを提供するためのアクセス回線の設置について電気通信事業者の承諾が得られないとき
- (6) 本サービスの申込者が利用の申込手続において虚偽の申請をしたとき
- (7) 本サービスの申込者が当共同提供体又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき

2. 前項の規定により、当共同提供体は本サービスの利用の申込を拒絶したときは、申込者に対しその旨を通知します。

第13条（認定利用者による利用）

契約者は、第3条に定める認定利用者に対して予め本約款への同意を求めるとともに、認定利用者による本サービスの利用を自己の利用とみなされることを承諾のうえ、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

第14条（変更の通知）

契約者は、次の各号の事項に変更が生じた場合は、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えて、当共同提供体に対しその旨を通知するものとします。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 利用料金支払方法又は当該支払に必要なその他の情報
- (4) 本サービス利用の際に当共同提供体に申請した事項
- (5) 前各号の他、契約者が当共同提供体に申請した事項

2. 当共同提供体は、契約者が前項に定める通知を怠ったことによりサービス利用者が当共同提供体からの通知の不達その他の事由により損害をこうむった場合であっても一切の責任を負わないものとします。

第15条（法人の契約上の地位の承継）

契約者である法人の合併により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当共同提供体に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

2. 前項の当該地位を承継した法人に対しても、第12条（申込の拒絶）（ただし、第1項第1号及び第4号を除きます。）の規定を準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「本サービスの申込者」とあるのは「当該地位を承継した法人」と、「本サービスの利用の申込手続」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

第4章 契約者の義務等

第16条（自己責任の原則）

契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問いませ

ん。本条において以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用してサービス利用者が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、当共同提供体はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それ起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

3. 契約者は、サービス利用者がその故意又は過失により当共同提供体に損害を与えた場合、当共同提供体に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第17条 (利用責任者)

契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第9条(利用の申込)に定める申込を行う際に当共同提供体へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当共同提供体との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

3. 契約者は、利用責任者に変更が生じた場合、当共同提供体に対し、速やかに通知するものとします。

第18条 (本サービス利用のための設備設定・維持)

契約者は、自己の費用と責任において、当共同提供体が定める条件を満たす契約者設備を設定し、契約者設備及び、電気通信事業者とのアクセス回線利用の契約など本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。

3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当共同提供体は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

第19条 (バックアップ)

契約者は、サービス利用者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当共同提供体はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第20条 (禁止事項)

契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当共同提供体の構成員若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当共同提供体若しくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為

- (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
 - (12) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様をとる行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当共同提供体に通知するものとします。
3. 当共同提供体は、本サービスの利用に関して、サービス利用者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又はサービス利用者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当共同提供体は、サービス利用者の行為又はサービス利用者が提供又は伝送する(契約者の利用とみなされる場合も含まれます。)情報(データ、コンテンツを含みます。)を監視する義務を負うものではありません。

第21条 (認定利用者の遵守事項等)

第13条(認定利用者による利用)の定めに基づき、契約者が認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者以下各号に定める事項を遵守させるものとします。

- (1) 認定利用者は、本契約約款等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。
 - (2) 契約者と当共同提供体間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと
 - (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと
 - (4) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当共同提供体に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当共同提供体に対して一切の責任追及を行わないこと
2. 契約者は、当共同提供体から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

第22条 (認定利用者が利用契約に違反した場合の措置)

第13条(認定利用者による利用)の定めに基づき、契約者が認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合において、認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

2. 認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から10日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当共同提供体は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
- (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
 - (2) 当共同提供体と契約者間の利用契約の全部若しくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

第23条 (ユーザID及びパスワードの管理)

契約者は、認定利用者を定めるため利用契約等に基づき通知する場合を除き、自身及び認定利用者のユーザID

及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(自身のパスワードの適宜変更及び認定利用者への変更の指導を含みます。)するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身、認定利用者及びその他の者が損害を被った場合、当共同提供体は一切の責任を負わないものとします。契約者及び認定利用者のユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなされるものとします。

2. 第三者が契約者及び認定利用者のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者は係る利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当共同提供体が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当共同提供体の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第5章 当共同提供体の義務等

第24条 (善管注意義務)

当共同提供体は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

第25条 (本サービス用設備等の障害等)

当共同提供体は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当共同提供体は、当共同提供体の設置した本サービス用通信回線設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。

3. 当共同提供体は、本サービス用通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。

4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当共同提供体はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第6章 利用の制限、中断及び停止並びにサービスの廃止

第26条 (利用の制限)

当共同提供体は、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

第27条 (サービスの中断)

当共同提供体は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 当共同提供体が設置あるいは接続する電気通信設備の保守又は工事のため止むを得ないとき
- (2) 当共同提供体が設置あるいは接続する電気通信設備の障害等止むを得ない事由があるとき
- (3) 一般的に広く使用されているコンピュータ等に共通的に存在する技術的問題もしくはそれにより惹起される可能性のある技術的問題や社会的混乱により、当共同提供体が設置あるいは接続する電気通信設備の正常な運用が困難になる可能性が予想され、サービスの提供を中断する方が良くと当共同提供体が判断したとき

2. 当共同提供体は、本サービスの提供を中断するときは、契約者に対し、前項第1号により中断する場合にあっては、その14日前までに、同項第2号及び第3号により中断する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。

第28条（サービスの停止）

当共同提供体は、契約者が次の各号に該当するときは、当該サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本サービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 本サービスの契約内容に虚偽の申請があることが判明したとき
- (3) 公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
- (4) 当共同提供体が提供するサービスの利用者に対し、重大な支障を与えるおそれがあるとき
- (5) 第12条(申込の拒絶)第1項第1号及び第15条(法人の契約上の地位の承継)第2項において準用する場合に該当するとき
- (6) 第14条(変更の通知)の規定に違反したとき
- (7) 第20条(禁止事項)第1項各号のいずれかの行為をなしたとき
- (8) 第43条(反社会的勢力との関係排除)の規定に違反したとき

2. 当共同提供体は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。

第29条（サービスの廃止）

当共同提供体は、都合により本サービスの一部ないしは全部を廃止することがあります。

2. 当共同提供体は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、書面により、その旨を通知します。

第7章 利用契約の解約

第30条（当共同提供体からの利用契約の解約）

当共同提供体は、次に掲げる事由があるときは、利用契約を解約することがあります。

- (1) 第28条(サービスの停止)第1項の規定により、本サービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止の日から2ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき
- (2) 第28条(サービスの停止)第1項各号に該当する行為が、悪意によるものと判断できるとき
- (3) 第28条(サービスの停止)第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当共同提供体の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 当共同提供体は、前項の規定により利用契約を解約するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。

3. 本条に基づき当共同提供体が利用契約を解約した場合、当共同提供体は契約者に対して、逸失利益、経費、その他名目の如何を問わず、何らの補償責任を負わないものとします。

第31条（契約者からの利用契約の解約）

契約者は、当共同提供体に対し、契約毎に当共同提供体所定の解約申込書で通知をすることにより、利用契約を解約することができます。この場合において、当該解約の事由が本条第2項ならびに第3項に該当しない場合は、契

約者は本条第4項に定める違約金等の支払い義務が生じるものとし、当該解約の効力は、当該通知があった日から45日を経過する日、又は契約者が当該通知において指定した解約希望日のいずれか遅い日に生じるものとします。

2. 契約者は、前項の規定にかかわらず、第26条(利用の制限)又は第27条(サービスの中断)第1項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該利用契約を解約することができます。この場合において、当該解約は、その通知が当共同提供体に到達した日にその効力を生じたものとします。

3. 前各項の規定により当該利用契約の解約が発効した日を以下、「解約発効日」といいます。

4. 契約者は、本条第1項に基づき、かつ本条第2項ならびに第3項の事由によらず本利用契約を解約する場合は、解約発効日当日までに以下に定める違約金等を当共同提供体へ支払うか、既に当共同提供体へ支払い済みの前渡金がある場合はそれと精算することにより解約できるものとします。

(1) 解約発効日翌日以降の当初利用期間の残期間が180日以上の場合、6ヶ月分の利用料金相当額及びこれにかかる所定の消費税相当額を合算した金額。

(2) 解約発効日翌日以降の当初利用期間の残期間が180日未満の場合、残期間(ただし、最短利用期間未満の場合は、最短利用期間)の利用料金相当額の全額及びこれにかかる所定の消費税相当額を合算した金額。

(3) 前各号に加えて、解約発効日までのサービス利用料金の未払い金がある場合は、その全額及びこれにかかる所定の消費税額を合算した金額。

5. 当共同提供体は、契約者が本条第2項または第3項に基づき利用契約を解約する場合で、既に当共同提供体へ支払い済みの前受け金がある場合は、解約発効日翌日以降の利用料金相当額を契約者へ返金します。

第8章 利用料金等

第32条 (料金の適用)

本サービスの利用料金は、第8条に定める利用契約によるものとします。

なお、利用料金の算定については、下水道事業支援センターのホームページ JS-INSPIRE システム利用サイト内にある「システム利用料金について」に記載のとおりとします。

第33条 (利用料金の支払義務)

契約者は、利用契約に基づく利用期間に応じて、利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当共同提供体は、第28条(サービスの停止)の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 利用期間において、第27条(サービスの中断)に定める本サービスの提供の中断、その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。

第34条 (料金の計算方法)

本サービス料金のうち、月額料金は、第32条(料金の適用)に定める月額料金に利用契約開始月から利用契約終了月までの月数を掛けたものです。(ただし、利用開始日が暦月15日以降の場合、利用契約開始月の料金は発生しません。)

2. 本サービス料金のうち、手数料は、契約者からファイル容量の変更依頼があった際毎に、容量変更の手続きに係

る手数料として契約者が当共同提供体に支払う料金です

3. 本サービス利用内容の変更によって月額料金を変更される場合には、変更後の増額分の料金を以降の料金として請求します。

第35条（消費税等相当額の算定）

消費税及び地方消費税(以下総称して、「消費税等」といいます。)相当額は、前条に基づき算出された本サービス料金に対して算定されるものとします。

2. 消費税等相当額の算定に関して、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとします。

3. 消費税等相当額の算定の際、税率は、当該算定時に税法上現に有効な税率とします。

第36条（料金の支払方法）

契約者は、本サービス料金及びこれにかかる消費税等相当額を、当共同提供体代表者である一般財団法人下水道事業支援センターからの請求に基づき、指定する期日までに指定の口座へ振込により支払うものとします。なお、口座振込にかかる費用は、契約者の負担とします。

第37条（遅延利息）

契約者は、本サービス料金その他の債務(遅延利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.5%の割合で算出した額を、遅延利息として当共同提供体代表である一般財団法人下水道事業支援センターが指定する期日までに支払うものとします。

第9章 損害賠償

第38条（責任の制限）

当共同提供体の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態(以下、利用不能といいます。)に陥った場合、当共同提供体は、本約款で特に定める場合を除き、当共同提供体が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、当該契約者の1料金月の料金の30分の1に、利用不能の日数を乗じた額(円未満切捨て)を限度として契約者に現実が発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、当共同提供体の責に帰すことができない事由から生じた損害、当共同提供体の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、当共同提供体は賠償責任を負わないものとします。

2. 第27条(サービスの中断)第1項により当共同提供体がサービスの提供を中断した場合について当共同提供体の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、当共同提供体は賠償責任を負わないものとします。

3. 利用不能が当共同提供体の故意又は重大な過失により生じた場合には、前項は適用されないものとします。

4. 本サービス用通信回線にかかる第一種電気通信事業者その他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が利用不能となった場合、利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は、当共同提供体がかかる電気通信役務に関し当該第一種電気通信事業者その他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とするものとし、当共同提供体は、前第1項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。

第39条（免責）

当共同提供体は、本約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。

2. 当共同提供体は、契約者が本サービスを利用するために使用しているハードウェア及びソフトウェアによって被った被害についての保証及び賠償の責任を負わないものとします。
3. 契約者が本サービスを利用することにより契約者の責任の下に第三者へ提供されるサービス内容あるいはコンテンツに関しては、契約者が一切の責任を負うものとし、当該サービス内容あるいは当該コンテンツに起因して生じる損害賠償請求等について当共同提供体は何らの責任を負わないものとします。
4. 当共同提供体は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じたトラブル等に関し、何らの責任を負わないものとします。
5. 本サービス又は利用契約等に関して当共同提供体が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当共同提供体は、以下の事由によりサービス利用者が発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 当共同提供体が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 当共同提供体が定める手順・セキュリティ手段等をサービス利用者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 本サービス用設備のうち当共同提供体の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
 - (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (9) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・搜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (10) その他当共同提供体の責に帰すべからざる事由
6. 当共同提供体は、サービス利用者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第10章 契約者蓄積情報の取り扱い

第40条 (情報の保全と保管期間制限)

当共同提供体は、契約者が本サービスを利用するにあたり、本サービス用設備上に蓄積した情報(以下、「契約者蓄積情報」といいます。)の保全に関し、第41条(秘密情報の取り扱い)に照らして取り扱います。

2. 当共同提供体は、当共同提供体の責に帰すことができない事由による契約者蓄積情報の破損、消失、改ざん等に対して責任を負わないものとします。
3. 当共同提供体は、利用契約終了月(第31条(契約者からの利用契約の解約)に基づく解約の場合は解約発効日)の翌月速やかに契約者蓄積情報を削除し、以って第三者の情報資産を不当に保持しないものとします。

第11章 秘密情報等の取り扱い

第41条(秘密情報の取り扱い)

契約者及び当共同提供体は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下、「秘密情報」といいます。)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当共同提供体は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。

第42条(個人情報の取り扱い)

契約者及び当共同提供体は、本サービス遂行のため相手方(認定利用者を含みます)より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第12章 反社会的勢力との関係排除

第43条(反社会的勢力との関係排除)

契約者および認定利用者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)との関係を排除するため、次に掲げる事項に該当しないことを表明するとともに、将来にわたっても該当しないことを相互に確約するものとします。

- (1) 自らが、反社会的勢力ではないこと。
- (2) 役員、実質的に経営を支配する者、重要な地位の使用人又はこれに準ずる顧問等が、反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を図るなど、反社会的勢力の維持、運営に関与しないこと
- (5) 前各号のほか、反社会的勢力との社会的に非難される関係を有さないこと。
- (6) サービス提供するために取引を行う再委託者等の第三者は、前各号のいずれにも該当しないこと。

2. 契約者および認定利用者が前項に違反したときは、通知、催告をすることなく、直ちに本サービスの利用契約を解除できるものとします。
3. 契約者および認定利用者は、前項により契約を解除されたことを理由として、相手方に損害の賠償を請求することができないものとします。

第13章 雑則

第44条（管轄裁判所）

本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって合意上の第一審管轄裁判所とします。

第45条（準拠法）

本約款に関する準拠法は日本国内法とします。

附則：本約款は、2017年7月1日以降の契約に適用されるものとします。

（実施履歴）

- ・ 制 定 : 2017年 7月 1日
- ・ 改 訂 : 2020年 4月 1日